

川崎市告示第353号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和7年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1 1	東 有 馬 第 5 号 線	宮前区 東有馬 2 丁目	2 9 7 6 番 1 0 先	
		宮前区 東有馬 2 丁目	2 9 7 6 番 1 3 先	
1 2	初 山 第 9 号 線	宮前区 初山 2 丁目	8 2 8 番 2 4 先	
		宮前区 初山 2 丁目	8 2 9 番 1 先	
1 3	水 沢 第 1 2 号 線	宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 6 番 2 4 先	
		宮前区 水沢 3 丁目	2 7 8 6 番 1 6 先	
1 4	登 戸 第 3 7 3 号 線	多摩区 登戸	3 2 6 8 番 1 先	
		多摩区 登戸	3 3 8 4 番 5 先	
1 5	登 戸 第 3 7 4 号 線	多摩区 登戸	3 3 6 5 番 2 先	
		多摩区 登戸	3 3 8 0 番 1 先	
1 6	登 戸 第 3 7 5 号 線	多摩区 登戸	3 3 9 9 番 2 先	
		多摩区 登戸	3 3 7 0 番 1 先	
1 7	登 戸 第 3 7 6 号 線	多摩区 登戸	3 2 6 9 番 先	
		多摩区 登戸	3 3 7 3 番 9 先	
1 8	登 戸 第 3 7 7 号 線	多摩区 登戸	2 5 7 0 番 4 先	
		多摩区 登戸	2 4 3 1 番 1 先	

整理 番号	路線名	起	点	重要な経過地
		終	点	
1 9	登戸	多摩区 登戸	2 2 2 3 番 4 0 先	
	第 3 7 8 号線	多摩区 登戸	2 4 3 0 番 1 2 先	
2 0	登戸	多摩区 登戸	2 3 7 7 番 3 先	
	第 3 7 9 号線	多摩区 登戸	2 4 0 6 番 先	
2 1	登戸	多摩区 登戸	2 4 0 5 番 4 先	
	第 3 8 0 号線	多摩区 登戸	2 3 8 4 番 9 先	
2 2	登戸	多摩区 登戸	2 5 8 0 番 5 先	
	第 3 8 1 号線	多摩区 登戸	2 5 1 2 番 先	
2 3	登戸	多摩区 登戸	2 5 3 5 番 1 先	
	第 3 8 2 号線	多摩区 登戸	2 5 0 1 番 8 先	
2 4	登戸	多摩区 登戸	2 2 2 3 番 2 7 先	
	第 3 8 3 号線	多摩区 登戸	2 2 2 3 番 4 先	
2 5	登戸	多摩区 登戸	2 2 2 3 番 1 先	
	第 3 8 4 号線	多摩区 登戸	1 8 5 4 番 先	
2 6	登戸	多摩区 登戸	2 4 7 3 番 1 先	
	第 3 8 5 号線	多摩区 登戸	2 1 4 8 番 1 先	
2 7	登戸	多摩区 登戸	2 1 7 1 番 1 先	
	第 3 8 6 号線	多摩区 登戸	2 1 6 5 番 1 先	
2 8	登戸	多摩区 登戸	2 2 0 6 番 先	
	第 3 8 7 号線	多摩区 登戸	2 2 3 8 番 先	
2 9	登戸	多摩区 登戸	1 8 5 4 番 先	
	第 3 8 8 号線	多摩区 登戸	1 8 6 3 番 1 先	
3 0	登戸	多摩区 登戸	2 0 3 6 番 1 先	
	第 3 8 9 号線	多摩区 登戸	2 0 9 5 番 5 先	
3 1	登戸	多摩区 登戸	1 9 2 0 番 1 先	
	第 3 9 0 号線	多摩区 登戸	2 0 7 9 番 9 先	
		以下余白		